

男女共同参画 VOL・5

～自分らしくいきいきと～

暴力が与える影響～暴力は被害者だけでなく、子どもにも影響を与える～

先月号でDV（配偶者等からの暴力）について書きましたが、暴力は被害者だけでなく、子どもにも影響を与えます。直接的に暴力を受けなくても、暴力を見たり、怒鳴り声を聞く家庭環境は、子どもに大きなストレスを与え心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することも少なくありません。また、暴力を見ながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いるようになってしまうこともあります。

児童虐待防止等に関する法律（2000年成立）の2004年改正によって、子どもの前で親が配偶者に暴力をふるう「面前DV」なども「心理的虐待」として「児童虐待」に当たることが明確化されました。また、配偶者からの暴力のある家庭は暴力を見聞きすることによる心理的虐待だけでなく、身体的虐待などの児童虐待が存在している場合も多数あります。



ひとりで悩まないで！

暴力を受けている友人から相談されたら
「あなたは悪くない」と伝えましょう。



暴力の被害にあっていたら、ひとりで悩まず相談しましょう！

DV被害相談窓口について

県女性相談センター 099-222-1467	瀬戸内町役場 保健福祉課 0997-72-1068
県男女共同参画センター 099-221-6630	瀬戸内警察署 0997-72-0110
県男女共同参画センター相談室 099-221-6631	

DV相談ナビ

全国共通の電話番号（0570-0-55210）から相談機関を案内するDV相談ナビサービス
発信地等の情報から最寄の相談機関の窓口へ電話が自動転送され、直接相談できます。

街中のつぶやき

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画（平成30年度～平成34年度）概要版より

女性には、家事や子育てなど、仕事をするよりもやるべきことがある、と母親から言われて育ちました。

自分の母親が、ことあるごとに父親に殴られていたことを「DV」を聞くと思い出します。でも、DVは過去の問題ではないんですよね！